

ゆうCan

杉並区立男女平等推進センター情報誌

2023年
68号

結婚や家族を取り巻く状況が多様化するなか、ひとり親と子どものいる世帯が増加しています。離婚後における親同士の関係、そして子どもとの関係の再構築の一つの在り方として、共同養育コンサルタントのしばはし聡子さんにお話を伺いました。

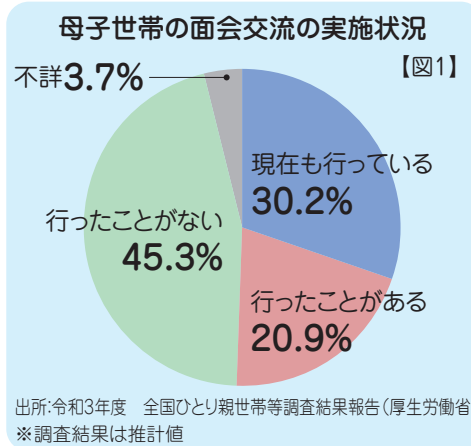
元夫婦が子育てに関わる「共同養育」とは ～離婚後も両親として子育てを～

一般社団法人りむすび代表

しばはし 聡子さん Shibahasi Satoko

共同養育コンサルタント

ご自身の子連れ離婚経験をきっかけに「一般社団法人りむすび」を設立。離婚しても両親が子育てに関わる共同養育の実践に向けて、親同士の関係再構築を目的とした相談業務、面会交流支援、また共同養育普及に向けて講演・執筆活動を行う。



「共同養育」という言葉を初めて耳にする方も多いと思います。日本は、離婚後父母のどちらかが親権(子の財産管理や監護・養育する権利)を持つ単独親権制であり、それゆえ「離婚したらひとり親」と思われがちですが、子どもにとって親がふたりであることは変わりません。「共同養育」とは、離婚後も両親が子育てに関わることであり、最近では実践しているご家庭も増え始めています。

共同養育とは

「共同養育」という言葉を初めて耳にする方も多いと思います。日本は、離婚後父母のどちらかが親権(子の財産管理や監護・養育する権利)を持つ単独親権制であり、それゆえ「離婚したらひとり親」と思われがちですが、子どもにとって親がふたりであることは変わりません。「共同養育」とは、離婚後も両親が子育てに関わることであり、最近では実践しているご家庭も増え始めています。

共同養育のポイントやコツ

離婚を経験した夫婦が共同で養育を行うことは容易ではありません。ここでポイントとなるのが「仲良くする必要はない」ということ。顔を合わせて協力し合うような「共同」のハードルを下げ、父母各々が子どもと関わっていくことをイメージしていきましょう。

育て方や関わり方など共同養育の力には、顔を合わせることで連絡を取り合うことが困難なケースもあります。そのような場合には、初期に面会交流支援団体※1などを頼ってみるのもひとつです。

また、日程調整にスケジュールアプリを利用したり、子どもの年齢によっては親が介入せず直接やりとりするなどして、親同士が関わることで発生するストレスの軽減を図り、親子交流を続けられる方法を考えることも有

考えてみよう?

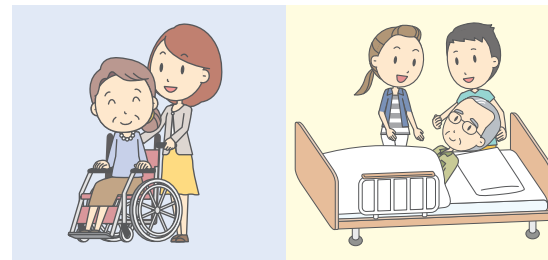
その表現④ 性別によって役割を固定化していませんか

杉並区で情報を発信する際、男女共同参画の視点からより望ましい表現に工夫するために活用している「男女共同の視点で考える表現ガイド」から一部を紹介します。

これまでの固定的な性別役割分担意識による表現や性別で職業を分けた表現などは避け、男女が仕事や家事・育児で協力したり、さまざまな職業に就いたりしている現実を表すような表現をしましょう。

例 1

介護は女性の役割? → 男性も女性も一緒に介護をします



例 2

会議に参加するのは男性で女性はその補助? → 女性も会議に参加し、積極的に発言します



杉並区立男女平等推進センター 情報・資料コーナーの整備と有効活用について

杉並女性団体連絡会と杉並区の協働提案事業では情報・資料コーナーにある本をさまざまな手法で紹介しています。

隔月発行のブックリスト「ゆう杉並でみつけた」では、SDGs(国連総会で採択された持続可能な開発目標)の17の目標に関連する本を紹介しています。

令和5年3月には国際女性デー(3月8日)にちなみ、『青鞥』復刻版と、平塚らいてうをはじめとする女性たちの活動に関する本の展示を行いました。

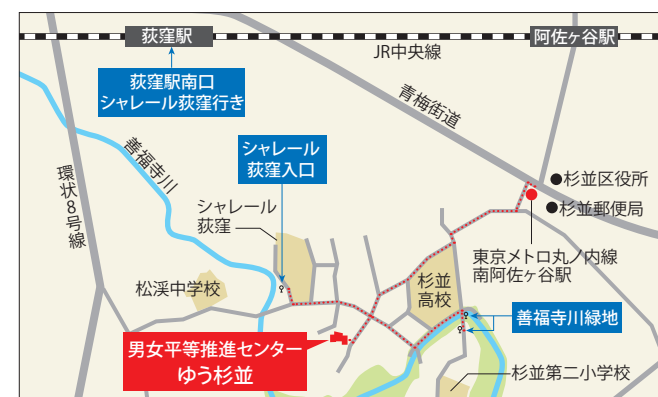
毎月開催している読書会では、『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』(プレイティミかこ著)、『こどもジェンダー』(シオリヌ著)などを取り上げました。

また、毎週土曜日の午後にレファレンス(図書利用の相談)を実施しています。是非ご利用ください。



国際女性デーの展示

ゆう杉並 杉並区立男女平等推進センター



- 関東バス 荻窪駅南口発
シャレール荻窪行→「シャレール荻窪入口」下車→徒歩5分
- 杉並区南北バス「すざ丸」けやき路線
JR阿佐ヶ谷駅→井の頭線浜田山駅「善福寺川緑地」下車→徒歩10分
- 東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩15分
※駐車場はありません。

- 開館時間
9:00~17:00
- 休館日
月曜日(祝休日の場合は翌日)
12月28日から1月4日まで

■ 住所
〒167-0051 杉並区荻窪一丁目56番3号 TEL.03-3393-4410



杉並区公式ホームページでは過去に発行した情報誌「ゆうCan」をご覧いただけます。



こちらから
ご参照ください!

性の多様性が尊重される地域社会の実現にむけて

杉並区は「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」*に基づき、一人ひとりが性の違いを互いに認め合い、安心して暮らすことができるように取り組んでまいります。

※令和5年4月1日施行

パートナーシップ制度

パートナーシップ関係にある性的マイノリティのカップルの生活上の不便を軽減するため、令和5年4月24日(月)から「杉並区パートナーシップ制度」を開始します。 ※事前予約制です(予約受付は令和5年4月17日(月)開始)。

パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理した場合、杉並区が「パートナーシップ届受理証」を交付します。交付を希望される方は、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係(☎03-5307-0326)までご連絡ください。

1 対象となるカップル

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約し、以下の要件を満たすカップル。

- 双方が成年に達していること
- 双方の関係が近親者でないこと
- 双方が区内在住(3か月以内に転入予定であることを含む)
- 双方又は一方が性的マイノリティ*1であること
- 双方が現に婚姻しておらず、他者とのパートナーシップ関係**2にないこと

*1:性的マイノリティ:性的指向が異性に限らない者、又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者。

**2:パートナーシップ関係:双方又は一方が性的マイノリティであり、互いの人権を尊重し継続して協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係。

2 手続きの流れ(届出から受理証交付まで)

事前予約の上、必要書類を持参して、区(区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係)へ届け出ていただきます。区は必要書類等を確認し、受理証等を2人に交付します。

1 手続きの事前予約 必ず事前(届出希望日の2か月前から7日前まで)に男女共同・犯罪被害者支援係へお電話ください。希望する手続きや来庁日時等をお伺いします。	2 届出 予約した日時に必要書類を持参の上、2人で男女共同・犯罪被害者支援係までお越しください。届出に当たっては、プライバシーに配慮した個室を用意します。	3 受理証等の交付 必要書類を確認し、要件を満たしていると認められた場合、受理証等を交付します。書類確認作業等によりお時間がかかる場合があります。
--	---	---

注:パートナーシップ関係を解消した場合や、住所変更など届け出た内容に変更等が生じた場合は、その都度、届出をお願いします。

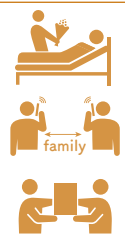
3 受理証の活用

本制度により、パートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面で手続きが円滑になるほか、区営住宅の入居申し込み等、新たにサービスが受けられるようになります。

区内事業所の皆様には、パートナーシップ届受理証の提示を受けられた際は、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活におけるご配慮や、企業の事業活動で活用いただくなど、ご協力をよろしくお願いたします。

【サービス提供の例】

- 医療機関等における診療情報や面会の提供
- 携帯電話などの家族を対象とした割引の適用
- 生命保険の受取人の指定など



4 東京都パートナーシップ宣誓制度との関係

杉並区と東京都が締結した連携協定(令和5年4月1日から適用)により、杉並区パートナーシップ届受理証をお持ちの方は、都の事業等をご利用いただくことができます。

詳細は各ホームページでご確認ください。

1~3 杉並区ホームページ「パートナーシップ制度」のページ⇒



4 東京都ホームページ「東京都パートナーシップ宣誓制度「都内自治体との連携」のページ⇒



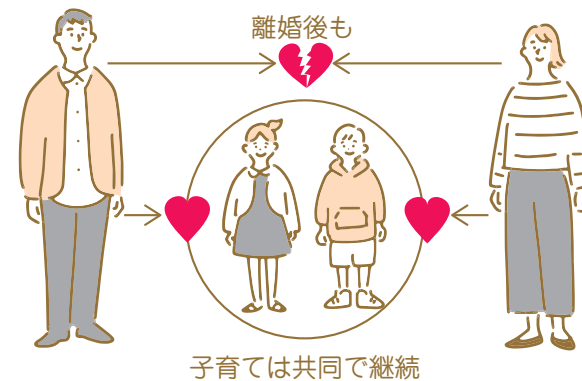
性的マイノリティ専門相談

令和5年4月12日(水)から、「自分の性別に違和感がある」など、性的マイノリティに関する様々な相談に応じます。

本人のほか、家族や友人等の相談もお受けしますので、お気軽にお電話ください。

☎03-5307-0784

毎月第2水曜日 16時~19時(祝日を除く)



効です。交流頻度についても、子どもの年齢や住まいの距離などご家庭によって様々です。子どもの成長に応じて、取り決めた条件を変更しなくてはならないためにも、最低限のやりとりができるよう、夫婦から親同士の関係にシフトするよう努めることも大切なポイントです。

子どもの気持ちに配慮を

子どもは、何歳になっても親の顔色を見ています。一緒に暮らす親(同居親)に対しては離れて暮らす親(別居親)の話をしないようにしたり、会いたいと言わなかったり、同居親の意向に同調する傾向があります。一方で、

別居親と過ごしているときに、同居親の状況などを聞かれて困ってしまうことも。離婚によるダメージを最小限にするためにも、子どもの生活環境を変えない、別居親と関わる環境をつくる、質問しやすい環境をつくるなどの配慮が必要で、また、子どもの発言に責任を持たせないようにすることも大切です。愛する子どもが小さな胸を痛めないように、自分の感情と子どもの気持ちを切り分けるよう心がけましょう。

共同養育のメリット

子どもにとって共同養育のメリットは、なにより両親から愛され続けているという安心感を持つこと。また、別居親の存在を知らない状況にならずに済むこと、拠り所がふたつできることなどが挙げられます。同居親にとつては、育児分担することで自由な時間を手に入れることができることは大きなメリットです。仕事に専念することもできますし、スキルアップの時間に充てれば収入アップにも繋がります。また、子どもと離れる時間にリフレッシュすることで、あらためて子どもとの良好な関係を築くこともできるでしょう。別居親にとつても、子どもの成長に関わることができるのは大きなメリットです。子どもの孤食を減らすことも

ひとりで悩まずにご相談ください

電話受付時間:平日9時~17時(祝日・年末年始を除く)
必要に応じて面接による相談(要予約)も行っています。

一般相談
夫婦・家族の問題や人間関係など
悩み全般
☎03-5307-0619

すぎなみDV専用ダイヤル
配偶者・パートナー、恋人からの暴力
☎03-5307-0622

法律相談(予約制)
毎週木曜日午後、月1回夜間実施。
離婚、養育、財産分与など、女性弁護士が面接で相談をお受けします。対象は杉並区在住・在勤・在学の女性です。お電話で予約をお受けします。
☎03-5307-0619

できますし、万が一子どもが同居親やそのパートナーから虐待などがあつた場合にも、別居親の目があることは、それらの問題を解決する糸口にもなりうると言えます。

離婚に向けた話し合いの方法

離婚が頭をよぎると、真っ先にどんなに相談するでしょうか。両親や友人のほか、専門的な知識を得たい時には弁護士を頼ることも多いと思います。また、協議方法で思いつくのは、本人同士の協議、ないしは裁判所での調停や裁判が思い浮かぶのではないのでしょうか。

そんななか、話し合いの選択肢として知っておくとよいのが「ADR(裁判外紛争解決手続)」という方法です。これは弁護士などの専門家が夫婦の仲裁に入りながら三者で協議を進めていく方法で、裁判所での調停に比べると短期間で協議できたり、原則対面で協議を進めるので書面でのやり取りに比べて

べて疑心が湧きにくく、建設的に話し合えるメリットもあります。子どもがいる家庭では離婚しても親同士の関係は続きますので、夫婦で勝敗を決めるのではなく、子どもの養育を話し合うために協議の場を活用することが望ましいと思います。

さいごに

「離婚するとひとり親ではなく離婚してもふたり親」というあらたな価値観を、読者のみなさんはどのように受け取られましたか。最近では、母親が別居親になるケースも増えています。現在、親権制度の法改正に向けた動きもありますが、共同養育は親の心持ち次第で今日からできることです。社会全体に共同養育という選択肢が広がることで、離婚家庭の子どもたちが両親から愛され続けられる社会になることを祈るものです。

※1:法務省「面会交流支援団体等の一覧について」
https://www.moj.go.jp/AN/1/mnj107_00286.html